

在韓被爆者支援（基金の創設）

以下の諸点に鑑み、本件支援のため基金を創設し、本問題を一括して処理することは問題ないと考えられる。

1. 基金を創設し一括して全額拠出する必要性

（１）韓国側は、盧泰愚大統領訪日を契機に、21世紀に向けた明るい日韓関係を構築したく、その為にも、在韓被爆者問題を初めとする過去に起因する諸問題を解決し、今後これらの問題が両国間でイシューになることのないよう強く希望。日本側も同様の立場。

（２）即ち、一括方式を取らなければ、長年にわたって日韓間で本懸案を抱えこまざるを得なくなり、不安定な状態が続き、未来指向的な協力関係構築が困難になる。

（３）

（４）

（５）在韓被爆者の心の痛みを和らげるためには、一括拠出により、将来にわたる治療や健康管理を保障し、これらの人々の将来の不安を取り除くことが重要。

2. 基金の適正使用の確保（今後長期間基金の適正使用は確保は可能）

（１）本基金の拠出先かつ実施機関たる「大韓赤十字社」は、韓国の法律に基づき、保健社会部の下に設けられた特殊法人であることから、本基金の適正使用は十分確保できる。

（２）本基金を拠出するに当たっては、同赤十字社と我が国政府との間の書簡の交換をもって、本基金の目的外使用禁止、特別勘定の設定、日本政府への会計報告等を同赤十字社に義務付けることができる。

（３）更に、両国政府間の口上書の交換等によって、本基金の大韓赤十字社による適正使用につき政府レベルで確認することが出来る。

（４）平成元年度より、「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として、在韓被爆者の治療費等を支援すべく大韓赤十字社に我が国政府の資金を拠出していることから（元年度、二年度各々4,200万円）、同赤十字社には我が国支援の受け皿としての実績もある。

問1. 有償資金協力も完了した韓国に何故無償資金協力を出すのか。

答(1) 本基金は、いわゆる無償資金協力ではなく、国際機関等拠出金である。

(国際機関等拠出金として韓国に「グラント」が出ている例としては、「日韓青年交流計画拠出金」(昭和58年度～63年度まで毎年約1000万円：全額ODA、尚、平成元年度よりは「日韓学術文化青少年交流基金拠出金」に合体)、「日韓学術文化青少年交流基金拠出金」(平成元年より約4億円：全額ODA)等がある。)

(2) 本基金は、通常の政府開発援助と異なり、日韓間の特殊な歴史的経緯を踏まえ、被爆者支援という特別な目的のために使用されるものであり、被援助国の経済発展度合いを基準として拠出の是非を云々する性質のものではない。

問2.

答(1)

(2)

(3)

問3. 他の外国人(北朝鮮、台湾、その他)への波及はどういう理屈で止めるのか。

答(1) 在韓被爆者は、過去の特種な歴史的経緯(自己の意に反して本邦に居住するに至り、被爆、かつ、当時日本人)、現在の日韓関係の重要性に鑑み、我が国として特別に支援すべきものであり、これにより他の在外被爆者に対し、同様の支援をすべきということにはならない。

(2) 北朝鮮、台湾に関しては、同様の歴史的経緯があるが、北朝鮮については、国交が樹立されていないので、請求権その他の問題も含め本件は白紙の状態。台湾については、被爆者の数が少なく、支援を求める声もないことに加え、そもそも国

交がないので、政府レベルの支援は不可能。

問4. そもそも外務省にこのような支援活動を行う権限があるのか。

答(1) 外務省設置法第4条(外務省の所掌事務)第31号(外交政策上の経済協力に
すること)。同第5条(外務省の権限)第6号(外交政策上の経済協力を推進し、
…)

(2) 既に実績あり。「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として、在韓
被爆者の治療費等支援のための予算を計上。(元年度、二年度各々4,200万
円)

問5 在韓被爆者及びその他の在外被爆者の実態如何

答(1) 在韓被爆者の実態

(イ) 人数

韓国政府登録数 : 2, 194名 (1978年調査)
在韓被爆者登録者数 : 2, 180名 (1988年現在)
韓国政府推定 : 約3000名 (同上)
在韓被爆者協会推定 : 約20000名 (同上)

(ロ) 韓国国内支援措置

- * 5人委員会：在韓被爆者問題検討のための韓国政府、大韓赤十字社、在韓被爆者協会による合議機関
- * 韓国政府による医療費等補助：'89年7月より、在韓被爆者に対する韓国政府の医療費補助は85%（一般の補助は70%）となり、自己負担は15%。尚、この医療費補助は大韓赤十字社へ拠出が多い（'88年は約9500万ウォン）。また在韓被爆者協会の運営費も補助（'88年は約350万ウォン）。
- * わが国よりの在韓被爆者支援拠出金（元年度4200万円拠出）をもって、大韓赤十字社が15%の自己負担分を支援。これにより、被爆者の医療費の無料化を実施。

答(2) 在外被爆者の実態

（在韓被爆者を除くとりあえず当方掌握分の在外被爆者等）

(イ) 北米（米国、カナダ）：

約820名、うち被爆者手帳保持者は約60%と推定。
（広島県医師会調査分）

(ロ) 南米（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー）：

昭和60年以降3回の現地での健康相談への受診者数は、それぞれ133名、126名、118名であるが、これらは何れも被爆者としての認定を受けた訳ではなく、細部実態は不明。

(ハ) その他の外国での実態は不明（現在までかかる申し出もない模様）

注：被爆者対策関連法令は日本国内に限定され（但し、国籍要件なし）、国外への適用は不可能。被爆者手帳を保持している在外被爆者に対しては、日本国内滞在中のみ医療等補助の受益可能。

問6 日本政府の被爆者対策の概要如何

答(1) 根拠

(イ) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(医療費)

(ロ) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(手当)

(2) 被爆者数：356,488人 (平成元年3月31日現在)

(3) 平均的受給額(平成元年度レベル)

医療診断費：79,841円/人

諸手当：245,557円/人

被爆者対策費/総被爆者数：342,048円/人